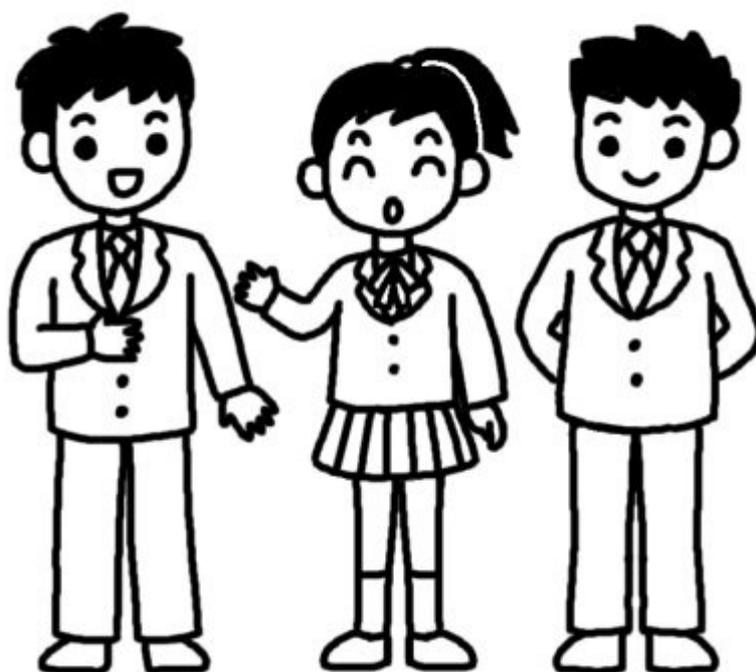


# いじめ防止等のための基本的な方針



静岡県立横須賀高等学校

平成 26 年 4 月施行

平成 31 年 4 月改訂

## 目次

第1章	基本的な事項	P1～P2
第2章	組織の設置	P2
第3章	いじめの防止	P2～P3
第4章	いじめの早期発見	P3
第5章	いじめに対する措置	P3～P4
第6章	重大事態への対処	P4～P5
第7章	検証と実施計画等の見直し	P5

# いじめの防止等のための基本的な方針

静岡県立横須賀高等学校

静岡県立横須賀高等学校（以下、本校とする）は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

## 第1章 基本的な事項

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは「生徒に対して、その当該生徒が在籍する生徒、もしくは当該生徒と一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となっている当該生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

### 2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうる可能性のあるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する場合もある。また、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団で、規律が守られなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにしていくことが大切である。

### 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうと絶対に許されない行為である。しかし、どこでも起こりうる可能性があることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応を行っていく。

#### (1) いじめの未然防止の徹底

本校は、生徒と教職員の信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合い、安心して自分を表現できる集団づくりに努めていく。そのために、ホームルーム活動や特別活動の時間を活用し、生徒自身が「いじめ」について考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくことのできる集団を育てていく。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して見守り続けていくことが重要である。学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、早期発見に努め、いじめの訴えに対して迅速な対応をしていく。また、その後の対応として、いじめられている生徒の立場に立ち、いじめの対象となっている生徒を絶対に守り通す。

### (3) 関係機関等との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりした場合、警察や児童相談所、医療機関等の専門機関と連携した教育相談、人権啓発センターや法務局（裁判所）の相談窓口との連携を図っていく。

## 第2章 組織の設置

本校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。

### 1 いじめ防止対策委員会

委員長 校長

副委員長 副校長

委員 教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、保健主事、養護教諭、  
スクールカウンセラー

なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

### 2 いじめ防止対策委員会の役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) 生徒からのいじめの相談や、いじめに関する情報が明らかになった場合、被害生徒や保護者への対応、加害生徒への措置等を迅速かつ組織的に実施するための中核としての役割

## 第3章 いじめの防止

本校はいじめ防止等の対策として道徳教育、生徒による自主的な活動、人間関係づくり、保護者との連携及び教職員研修を行うとともに対策の研修・評価を行う。

### 1 未然防止のための対策

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

#### 第4章 いじめの早期発見

##### 1 いじめの早期発見のための対応

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努め下記の対応を行う。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、個別面談等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(保健室健康チェック等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会、地区会等)
- (4) 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

##### 2 早期発見のための措置

###### (1) 緊急窓口の整備

事案に迅速に対応できるよう、いじめ防止対策委員会の相談窓口を管理職(副校長、教頭)とし、いじめ相談に対応する。

###### (2) 教育相談の整備充実

教育相談室及び養護教諭からの情報にもとづく当該クラス、部活動等を含め実態掌握に努める。

###### (3) スクールカウンセラー支援

スクールカウンセラーを配置し、解決困難な問題を支援する。

##### 3 実態把握の改善

いじめ防止対策委員会は、いじめに関するアンケート調査を適切な時期に実施する。

##### 4 教職員の取組支援

###### (1) いじめ対策に関する指導資料の活用

いじめ防止対策委員会は、いじめの防止・解決にかかわる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。

###### (2) 教職員研修の実施

いじめ防止対策委員会は、いじめ防止にかかわる研修を実施する。

###### (3) インターネットを通じて行われるいじめの防止

いじめ防止対策委員会は生徒課が主管する携帯・インターネット問題の講習会等を通じて、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

#### 第5章 いじめに対する措置

本校はいじめに対する措置として下記の対応措置を行う。

##### 1 事実の記録・整理

いじめ防止対策委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

## 2 県教委との連携・報告

委員長は県教育委員会学校教育課高校教育室に状況を随時伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。

## 3 警察との連携

いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置をいじめ防止対策委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

## 4 その他

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止への取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携、行政等関係機関との連携など）を行う。

## 5 いじめの早期解消への対応

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめ行為が解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

## 6 加害生徒の指導措置

いじめ問題が生じたときは、いじめ防止対策委員会の判断のもと加害者生徒に対して、生徒課指導とし、生徒指導内規により措置を行う。なお、対応判断に迷う場合は、県教育委員会高校教育課に相談する。

また、いじめ事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## 第6章 重大事態への対処

いじめの中には、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ防止対策委員会を中核とする専門チームを編成し、事態に対処するとともに事実関係を明確化し、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

### 1 重大事態の定義

法第28条に基づき定義する。

### 2 重大事態のケース

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑

いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

### 3 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

#### (1) 問題解決への対応

ア 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）

イ 重大事態対応プロジェクトチーム編成

ウ 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携

エ P T A 役員及び同窓会等との連携

オ 関係生徒への指導

カ 関係保護者への対応

キ 全校生徒への指導

#### (2) 説明責任の実行

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

イ 全校保護者への対応

ウ マスコミへの対応

#### (3) 再発防止への取組み

ア 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘

イ 問題の背景・課題の整理、教訓化

ウ 取組みの見直し、改善策の検討・策定

エ 改善策の実施

## 第7章 検証と実施計画等の見直し

取組みの検証と行いそれに基づき実施計画等の見直しについて適宜実施する。

1 いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。

2 いじめ防止対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。

附則 この方針は平成26年4月24日公布とする。

この方針は平成26年4月24日施行とする。